

居住証暫定条例

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国务院は、2015年12月12日に「居住証暫定条例」（中国語名「居住证暂行条例」、以下「暫定条例」）を公発した。
- 中国では、戸籍登録地を離れ、他の都市で半年以上居住している非地元戸籍者が増加中だが、常住地の戸籍を持たないがゆえに公共サービスを十分に享受できていない。その問題の緩和のため、常住者となった非地元戸籍者に基本的な公共サービスを提供すべく導入されたのが居住証制度であり、その申請条件、更には常住地の戸籍取得条件等がこの「暫定条例」で示された。
- 「暫定条例」の要点は次の通りである。（1）戸籍登録地を離れ、他の都市で半年以上居住した国民は、3条件（①合法かつ安定的な職業に就いていること、②合法かつ安定的な居所を持っていること、③継続的に就学していること）のうち、1つを満たせば、本「暫定条例」に基づき、当該都市の居住証を取得できる。（2）居住証取得者は、居住証発行都市の常住民と見なされ、基本的な公共サービスや便宜を受けることができる。（3）居住証取得者が受けられる公共サービスは、①義務教育、②公共職業紹介サービス、③公共衛生・計画出産関連サービス、④文化・スポーツ関連サービス、⑤法律扶助およびその他の法的サービス、⑥国が定めたその他の公共サービスであり、居住証取得者に与えられる便宜は、①出入境書類の発給、②身分証明書の更新・再交付、③自動車登録、④運転免許証の発給、⑤職業資格試験の申し込みと資格証書の申請・受領、⑥出生登録・計画出産関連証明書の発給、⑦国が定めたその他の便宜である。（4）居住証取得者は、居住地の都市の人口規模に応じた条件で地元戸籍を取得できる。地元戸籍の取得条件は、原則として、①50万人以下の都市では、合法かつ安定的な居所、②50～100万人の都市では、合法かつ安定的な居所・職業＋一定年数の社会保険加入、③100～500万人の都市では、原則として②の条件＋一定の勤続年数とする。ただし、④500万人以上の都市は、当該都市の経済発展上の必要性や住民増加に対する都市インフラの余力等を考慮し、複数の条件で構成されるポイント制を整備し、それに基づいて戸籍を付与しなければならない。

【構成(概要)】

「居住証暫定条例」

(国令第663号)

成立日：2015年11月26日、発表日：2015年12月12日

第1～2条 戸籍登録地を離れ、他の都市で半年以上居住した国民は、3条件（①合法かつ安定的な職業に就いていること、②合法かつ安定的な居所を持っていること、③継続的に就学していること）のうち、1つを満たせば、本条例に基づき、当該都市の居住証を取得できる。

第3～7条 居住証取得者は、居住証発行都市の常住民と見なされ、基本的な公共サービスや便宜を受けることができる。そのために、県以上の地方政府は、これらサービスの提供メカニズムの整備、関連計画や予算の策定の他、居住証取得者も含めた就業・教育・社会保障・婚姻等に関わる情報システムを構築し、部門・地域間の情報共有を図る義務を負う。

第8～11条 各地の公安機関は、受理した居住証申請が条件を満たしている場合、その受理日から15日以内（交通が不便な地域でも30日以内）に、居住証を発給しなければならない。居住証は、年1回更新する必要がある、紛失時には再交付手続が必要となる。

第12～14条 居住証取得者が受けられる公共サービスは、①義務教育、②公共職業紹介サービス、③公共衛生・計画出産関連サービス、④文化・スポーツ関連サービス、⑤法律扶助およびその他の法的サービス、⑥国が定めたその他の公共サービス、であり、居住証取得者に与えられる便宜は、①出入境書類の発給、②身分証明書の更新・再交付、③自動車登録、④運転免許証の発給、⑤職業資格試験の申し込みと資格証書の申請・受領、⑥出生登録・計画出産関連証明書の発給、⑦国が定めたその他の便宜である。関係官庁・地方政府は、居住証取得者向けの公共サービス・便宜の適用範囲の拡大や質向上に努力する義務がある。

第15～16条 居住証取得者は、居住地の都市の人口規模に応じた条件で地元戸籍を取得できる。その条件とは、①50万人以下の都市では、合法かつ安定的な居所、②50～100万人の都市では、合法かつ安定的な居所・職業＋一定年数の社会保険加入、③100～500万人の都市では、原則として②の条件＋一定の勤続年数である。ただし、④500万人以上の都市は、複数の条件で構成されるポイント制を整備し、それに基づいて戸籍を付与しなければならない。

第17～23条 本暫定条例は、2016年1月1日から施行される。

* 主要内容のみ記載。中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/12/content_10398.htm から入手可能（2016年2月10日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。